

サービック第一事業所において不当処分が出される！

正当な理由があるにもかかわらず 業務指示違反(超勤拒否)として訓告！

9月2日、サービック新大阪第一事業所において、残業(超勤)を正当な理由で拒否した社員に対して、業務指示違反として処分(訓告)が出されました。

訓 告 書

新大阪第一事業所 ○○○○(社員名)

(事由) 2022年8月5日に業務指示違反(超勤拒否)を発生させたことは、社員として不都合な行為である。

よって訓告する。

2022年9月2日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長(社長名の記載なし)

サービック会社は、処分(訓告)の事由を「業務指示違反(超勤拒否)」としています。しかし、事実は違います。社員は、自宅が遠いために残業(超勤)が出来ない旨を会社に申し出ています。社員には残業(超勤)が出来ない正当な理由がありました。

社員に命じている残業(超勤)は、2022年3月12日に実施されたダイヤ改正から、臨時列車がある日の一部の担務に発生するようになりました。長いのは45分の残業(超勤)となり、退出時刻が21時25分(所定20時40分)になる担務があります。

J R 東海労(新幹線関西地本)は、要員不足を社員にのみ負担(残業)をかけて乗り切るやり方(業務指示による超勤)をやめるように申し入れと団体交渉を開催しています。会社は、団体交渉において「業務指示を拒むことができる正当な理由とは、社会通念上やむを得ないものを指しており、会社が社員の申し出に応じて適時適切に判断する」と回答しています。会社の回答通り、適時適切に判断すれば、自宅が遠い社員に残業(超勤)の業務指示は出せないはずです。出したとしても社員からの申し出を受けて残業(超勤)から外さなければなりません。

不適切な業務指示を出して、その業務指示を拒否したとして、不当な処分を出したことは到底認めるわけにはいきません。

本人に謝罪して、不当処分を撤回しろ！